

.....
○議長（作元 義文君） 昼食のため暫時休憩します。午後は1時から開会します。

午前11時59分休憩

.....
午後0時59分再開

○議長（作元 義文君） 再開します。

1番、淵上清君。

○議員（1番 淵上 清君） 新清会の淵上清でございます。本日、午後2時46分、ちょうど2年前の東北大震災の発生の日でございます。まさにその時刻を迎えます。犠牲者の皆様の御冥福を祈念申し上げますとともに、その復興の早からんことを切望するものであります。今まさに全国的に行政の手腕が問われているものと存じます。

さきの9月、12月定例会に続きまして、同じ案件についての質問でございますが、どうぞよろしく願いいたします。今議会は、今議員任期中、最後の議会でございます。さきの議会で私の質問に対し、質問の趣旨を理解いただいた旨の御答弁をいただきましたので、関係市民納得の御対応を期待しておりましたが、その回答たるや全く主権者たる市民を愚弄するものであります。このことは、地方自治の根幹を揺るがす重大な事案でございますので、議会人として見過ごすことはできません。対馬市が今行っている廃棄物処理の方法が、いかに違法性があり、どんなに重大な問題を含んでいるかについて、今回は内容をより深くより具体的に質問いたしますので、市長の明快な御答弁をお願いいたします。

まずは、1点目です。市長の政治姿勢についてでございます。本議会冒頭の市長による施政方針説明を聞かせていただきました。まさに、市長が言われるように新しい時代の到来が期待できる国境離島振興法の立法が大きな前進を見せておりまして、対馬にとって最も重要な時代の到来であろうと存じます。今こそ対馬島民が心一つにして、さらに大きな力となって、この絶好の機会を律しなければなりません。市長も重大な決意を持って頑張り抜こうとの意思を表明されました。大いに共鳴するものでございます。

しかし、いささか気になることが一、二点ございました。1つは、市長は張り切りすぎると一人で頑張ろうとする癖がございます。どうぞ、市長が言われる「市民ヂカラ」の結晶でもある議会の力も生かされて、より効果のある結果を獲得すべく全力投球されるよう熱望いたします。ともに頑張りましょう。

もう一つは、さきの市長選で市長は「市民が宝の島づくり」とのスローガンを掲げて、市民が豊かで安心して住める生活環境をつくりますと訴えられて見事当選の榮譽を勝ち取られました。しかし、さきの施政方針説明での市民に向けての文言は、各世代の協働に対する忠誠を呼びかけ

られたのみでございました。そこで、確認なのです。市長の施政の原点は「民政安定」、いわゆる市民が安心して生活できる島づくりであるということには変わりないと存じますが、この1点についてまずは御所見をお伺いいたします。

以下は後ほど、どうぞ。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 1番議員の方から今御質問がありました。重大な決意を持っていることが施政方針の中で感じられた。しかし、唯我独尊的などころがあるから、注意しましょうという言葉、ありがたく承ります。また、ともに頑張りましょうというお話もいただきました。ともに頑張っていきたいと思っております。

施政方針の中で忠誠のみを市民に各世代にお願いをしたのではないかというふうなお話でございますが、決して忠誠のみをお願いをしたつもりはありません。確かに、言葉としてはその部分しか見えない部分があるかと思えますけども、今対馬にとって必要なまず第一歩目ということを考えて、その言葉を選んだところであります。協働ということに対しての皆さんの思いを一つにさせていただきたいということで、忠誠という言葉を使ったところであります。当然ながら民政安定といいますか、それぞれの市民の方々の幸福と幸せというものをどのようにしてつくり出していくのかというのが、私ども行政の仕事だと思っております。ただし、お一人お一人全てが多様な幸福の形があろうと思っております。それ全てを行政が担っていくというのは不可能かと思えますけども、その方たちの幸福というのが実現できるような形での環境整備といいますか、そこに私どもは市政として取り組んでいかないといけないと思っております。

また、施政方針の中で国境離島特別措置法に関する話をたくさんさせていただいたところですが、法律ができて全てがそれで解決する問題でもございません。新しい法律ができたときにそれを動かしていくのはやはり市民の皆さんの心だろうと思っております。そういう意味において市民の気持ちがそういう方向に向いて島づくりが早くなり、そして最終的には市民の方たちがこの島に生まれ育って、そして生活して幸せだというふうな感覚、感じを持っていただければ、それが私どものもっとも責務だというふうに自分自身は思っております。

以上です。

○議長（作元 義文君） 1番、淵上清君。

○議員（1番 淵上 清君） ありがとうございます。私もそのようであろうということは承知しておりましたが、確認の意味で質問をさせていただきました。次に、2点目の質問でございます。さきの9月、12月議会において、私は一般廃棄物の収集業務に対する既契約は、契約中の事業系ごみの積算漏れについて質問をいたしました。現在、その収集業者にサービスの処理を強要しているのではないかと、その法的根拠について質問をいたしました。市長の答弁は、

12月議会においてようやく正常な処理方法について理解をいただいて、適正な対応をされる旨の御回答をいただきました。

私は、途中で質問を打ち切りましてその対応の早からんことを期待しておりました。ところが、ところがです。対馬市からようやく先月中旬にその対応策について回答を受けました。正直あきれてしまいました。その回答は、「平成25年度から正常な契約を締結します」ということでありました。もっともらしい回答でございますが、中身はこの違法な処理については全く修正をされるような様子ではなく、3年契約の中の平成25年度分だけを契約を正常化しますという回答でしかありません。市町村の責任で施行しなければならない業務を、何の責任も義務もない一市民に押しつけて、その経費を負担させようというのですから、この対馬市の言葉はきつうございますが傲慢きわまりない姿勢、これは地方自治を根底から否定するものであります。対馬市の執行部に対しまして、私は行政機関の行政のチェック機能である議会の一員として決して見逃すことはできませんと、声を大にして申し上げます。はっきり申し上げます。市長、あなたは大きな過ちを犯しています。

このごみ収集業務についての対馬市の取り扱いには幾つもの間違いがあります。何回言っても理解しようとする耳をお持ちではないようですから、少し耳が痛いでしょうけども、はっきりとこの間違いを正すことといたします。よく聞いてください。まず第1に、対馬市の執行部は法律の規定をどのように解釈されたのでしょうか。全く間違った執行がなされております。市長が9月議会での答弁の中で触れられました法第3条の事業系ごみの処理責任は確かに事業者本人の責任であります。法4条によって市町村の責務が規定されていることを無視されてはいけません。市町村の責任としてその処理についての事業者に対する指導監督の責務は課せられています。しかし、対馬市は事業者に対するその広報も指導も全くなされていません。それどころか、事業所の模範的立場にある対馬市役所の事業系ごみですら、一般家庭ごみと一緒に収集させていたのですから、弁解の余地はないものと存じます。

そして、三、四カ月経過しまして、やっとその違法性に気づかれたのでしょうか。市役所は慌てて職員にその運搬をさせました。その後、おかしなことに新たな業務として入札が行われ、その結果、当初から運搬処理の指示を受けていた業者とは別の業者が落札、契約してしまいました。通常このような事業については、当初からの業者との見積もり入札による随意契約によって業務が續行されるのが当たり前だと私は考えます。市民生活部から総務部に担当替えがなされるに際しまして、横の連携はどうかされたのでしょうか。あやふやな回答しかいただけない上、再入札に至る経過や今後の処理方法についての業者説明は全くありません。無頓着の限りであります。加えて、いまだに業務指示をして実施済みの業務経費についての精算がなされていないのですが、いつどのような方法で精算されるかについてお伺いいたします。

さて、廃棄物処理法第4条に示される市町村の責任については、まずは2年間も放置して何の活動もしなかった市内の事業所の指導から始めるべきだと思います。そして、できる限り事業所はその処理を履行されることを目指すべきです。しかし、100%の事業所が完全履行することは到底無理なことから、その残余の事業系ごみについては、市町村の責任によってしなければならないと法3条はいつているのです。そして、市町村の負担にかかる残余の事業系ごみを減量に努めて、市町村の経費の削減に資することも市町村に課せられた責務なのであります。しかし、対馬市は全くその責務であるはずの業務を果たさずに、あろうことかその経費の増大分を何の責任も義務もない収集業者にその負担を押しつけて収集を強要して、市民を苦しめていることは平成23年度から、当初から2年も経過した現在も続いているのですが、何を根拠にこのような暴挙がなされるのでしょうか。

しかも、議会において完全に法律に違反していることの指摘をしましても、それを善処しようという意思すら示さない対馬市。対馬市の地方自治に対する姿勢は全く理解できません。見解をお願いします。

その2は、市町村の委託事業は厳正な委託契約書の締結によってその業務は施行されています。契約書及び仕様書に事業系ごみの処理の積算が欠落しているにもかかわらず、対馬市は本契約期間当初から、環境衛生上の観点からでしょうか、その事業系ごみの収集を業者に指示いたしました。

さて、このような指示を出す場合は、当然発注者側は文書による指示書によって双方でその内容を確認し、業務を継続しながら速やかにその契約内容の変更によって処理されるのが行政の基本であるはずですが、口頭による指示だけで2年経過した現在も、正常な契約は締結されようもしないのです。あまりにも対馬市の取り扱いはずさんであると言わざるを得ません。当初から変更契約を行う意思がなかったのでしょうか。もし、最初から支払いの意思がなかったのなら、大変なことに発展しかねないことを市長は御存じですか。一般社会では、支払いの意思がなく当初からだまし続けて相手方に損害を与えることを詐欺というんです。いかがですか。まさかと思います。そんなだますなんて気持ちはさらさらなかったとおっしゃるようでしたら、即刻善処してください。行政による詐欺行為など聞いたこともないような恥ずかしい事態を心配するものです。御見解をお聞かせください。

その3は、このようなずさんな契約内容を知った昨年8月から、私は同僚の長議員とともに対馬市当局に善処方を申し込みました。あまりにも不勉強の上、その対応は独善的で到底納得できるものではありませんでした。したがって、そのようなことから議会の一般質問によって市長にその改善策を訴えましたが、何の責任もない一市民に経費負担の御迷惑をかけていることすら考えにないのでしょうか。真剣に検討された姿勢は全く見えません。その関係業者に対する説明

も改善しようとする協議等の行動は全く見えてまいりませんが、どうしたことなんでしょうか。まさか、行政だからこのままでよいのだ、ただいたずらに時間を経過させようとしているのですか。対馬市執行部の市民に対する姿勢とその資質を疑わざるを得ません。全く傲慢きわまりない、言語道断と言わざるを得ません。

ところで、2月下旬に行われた平成25年度の入札説明会の折に、参加業者に平成23年、24年の事業系ごみの収集作業についての支払いができない旨、通達を口頭で行って、参加業者からの異論もなく了解されたものとの見解が示されました。私は、去る2月26日の臨時会の折に、議長室において議会の厚生常任委員長と総務文教常任委員長の立会いをいただきまして、対馬市の2担当部長に口頭による通達ではなく、支払いできない理由を明記した文書を示した上で、同意書を徴するよう申し入れを行いました。その結果についてお知らせください。

最後に、市長個人にお伺いします。あなたは、この事業系ごみの処理業務での議会でのやりとりで心配をされた善良な市民に対して、解決についての落としどころはちゃんと心得ているから御心配なくと、電話されました。あまり行政用語で聞きなれない言葉ですが、その落としどころは3年契約のうちの最後の1年だけを面倒見ましょうということなんでしょうか。もしそうであれば、あまりにも市民を、議会を愚弄しているのではありませんか。どんなに親しい人に対しても、対馬のトップリーダーとしての言葉ではありません。この言葉一つ見ても本件に対する市長の真剣度が透けて見えてまいるようであります。市長に、猛省を促し、特に言動には御注意なされるよう御忠告申し上げます。

いずれにしても、市民の生活安定に力すべき地方自治をつかさどる行政が、己の責任も果たさずに2年もの間、一市民にその負担を押しつけて、いまだにその対価を精算しようとしないう対馬市の対応は一体どうなっているのですかとお伺いしたいんです。廃棄物の処理に関する法律には、このような自治体があってはならないことから、明確に第四条に市町村の責任について条文化されているのです。対馬市は法律より地方自治体の判断を優先するというのですか。市長、当事者の市民は毎月厳しい生活を強いられております。御存じですか。

市長の選挙スローガンである「市民が宝の島づくり」が泣いておりますよ。あなたの座右の銘である「足元に泉あり」、泉が濁りつつありますよ。私は、行政のチェック機関である議会の一員として、しかも今任期中最後の議会であることから、納得できる御回答を頂戴しない限り看過できないことを申し添えます。市長、しっかり対馬市の責任と義務を果たしてください。改めてお願いいたします。補正予算にどのように計上されていない3年間のうちの2年間の事業系ごみの未精算分、どのような取り扱いをなされるか、御回答をいただきます。ぜひ、今議会中にどのようにこれを正常化するかを御回答賜りたいと思います。以下、御回答をいただいて質問させていただきます。よろしく御回答願います。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 一番議員さんの御質問にお答えさせていただきますが、今事業系ごみ一般家庭系のごみが混同しております。これを明確にしていく必要があるというふうなことに職員も気づいて、24年度からまず手始めに市役所本庁からやっていくというふうなことにした次第です。また随意契約のお話がありましたけども、入札参加の願い等が出ている方に対して発注をかけたというふうに記憶をしております。事業系ごみを23年、24年の分をとというお話がございます。私ども内部でもずっと職員もこのことについてどのような形が最もよいのかということで研究を重ねたところでございますが、年度当初の事業所数の捕捉というものが過去にさかのぼってやっていくというのも大変難しゅうございます。

それと、そのことが一つのネックとなりまして、私ども本庁並びに各センター、それから学校、保育所、幼稚園、消防署等これら市の関連施設につきましては、当然捕捉は可能でありますので、そこについて現行契約の委託料の積算と同様の考え方で現契約に反映を25年度において対応していく予定はしておりますが、それ以外の事業所の数の捕捉については大変困難をきわめておりますし、推計の中で物事をやっていくということがなかなか難しい、税金を支出するにあたっての基礎データを明確にしてないといけないというふうなこともあり、先ほど申しました公共施設関連について反映をしていきたいと思っております。また、この23、24だけで本来いいのかというふうな私どものほうには思いがあります。民法上の規定にいったときに、10年さかのぼっていかないといけないのではないかというふうな話もありますが、なかなかそこについて踏み込むこともできないでいると、だから25年からこれらについては是正をしていきたいというふうな考え方を、2月の25、27のときにそれぞれの収集業を営んである方たちにお集まりいただきまして御意見もそこで頂戴したところでございます。

そういう方向性で進ませてもらいたいという思いを持っておりますが、決してその方たちを私どももだまそうという気もありませんし、詐欺だというふうなお言葉がありました。このままだまし続けるのかというふうな御発言がありましたけども、決して私どもとしてはそういう思いは持っておりませんけども、そのようにとられるならばまたこれが違法だというふうにおっしゃられて、ずっとおられますけども、私どもの解釈としてはこの廃掃法の3条、4条、特に4条の考え方につきましても、3条は全く分離したものであるというふうな考え方で法解釈させていただいております。

それがまた独善的だと言われるかもしれませんけども、私どもの今の考え方の中ではそこにそういう捉え方をしていると。もし、これが違法だというふうなお考えでやられれば、またそれはそういう形で何らかのしかるべき部分で、法のもとで結論を見出さないといけないのかなとは思いますが、決して、何度も言いますが先ほどおっしゃられました詐欺とかいうふうな

ことで、私どもはそういうことをするというふうな考えも毛頭持ち合わせてはおりません。

○議長（作元 義文君） 1番、淵上清君。

○議員（1番 淵上 清君） 安心しました。そういう気持ちがあるはずがないんですよね。ところで、ちょっと中身に触れさせてもらいますが、近年のごみ収集運搬業務契約は3年契約でなされておりますね。前期、いわゆる平成22年以前の3年と今期の比較についてお尋ねをします。まずは、その設計金額の代表的な厳原市街の2地区の前期の金額と、設計金額ですよ。今期の設計金額の比較をお知らせ願います。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） それについては、私のほうは持ち合わせがありませんので、市民生活部長に答えさせます。

○議長（作元 義文君） 市民生活部長、長郷泰二君。

○市民生活部長（長郷 泰二君） ただいま御質問いただきました厳原第2地区の設計金額ということではよろしいでしょうか。当初の話としてさせていただきます。平成20年度の設計金額は厳原第2地区は4,696万3,000円でございます。23年度から現契約の設計金額は4,028万9,000円でございます。

以上です。

○議長（作元 義文君） 1番、淵上清君。

○議員（1番 淵上 清君） 4,028万円っておっしゃられました。2地区ですね。市長その今の差は前期と今期の金額といいますか、積算の差額は660万円を超しているんですよ。660万円。前期のごみ収集の業務内容と今期のごみ収集の内容は全く変わりませんが、660万円も減った原因は何なんですか。もし、これが事業系ごみを積算していないことによるマイナスであれば、事業系ごみは積算されていないんですから、積算されていないんですよ。だから、この差がそのまま同じ仕事をしながら、660万円のマイナス分が補助金か何かがあるのがマイナスならある程度は我慢できる。しかし、このマイナス分を仕事をさせているんですよ。だから、市民はその対価も入らない、仕事の代金も入らない仕事がおおよそこのくらいも仕事を強要されているんですから、その生活は悲惨なものなんですよ。だから、その辺をお考えいただきたいんですよ。市民は、本当に泣いておりますよ。だから市長、市民が宝の島づくりとおっしゃるようであれば、もっと市民の立場に立ってそういう御配慮というんですか、契約をしっかりとしたものにしてやってください。正常化。この差額は何の差額ですか。何か検討されましたか。

○議長（作元 義文君） 市民生活部長、長郷泰二君。

○市民生活部長（長郷 泰二君） 私のほうからお答えさせていただきます。

御指摘の設計の差額の問題なんですけども、確かに厳原の第2地区と第1地区は20年度と

23年度比較するとマイナスになっております。ほかの地区におきましては、一つの例を挙げますけれども、800万円プラスになっている地区もございます。ここがなぜこういうふうに変ったのかということでございますけれども、まず20年度から22年度の委託料の算定と今回算定しているものにつきまして、まず20年度中におきましては、基本単価の取り扱い方というのがございます。まず、助手、運転手、じんかい損料とか諸経費率とかいろいろございますけれども、まずこれを建設等で使っている率に見直そうということになりました。その結果としまして、先ほど御指摘のあった厳原第2地区は約660万円のマイナスになっております。あとは諸経費率と世帯の捕捉の問題です。これは前回といいますか、平成20年度ですけども、これは上県地区が一番少ない地区ということで1,600を基準として数値をプラス・マイナス補正を上げております。そういった関係で世帯数、助手の積算の方法、そこら辺で数字が動いていることと御理解いただきたいと思っております。

○議長（作元 義文君） 1番、瀧上清君。

○議員（1番 瀧上 清君） 説明内容は理解しましたが、そういう説明では理解できません。事業系ごみについては積算していないじゃないですか。積算していないものを契約の内容にもないものを業者に指示してさせているんですよ。それを、契約変更をなぜしないんですか。首振っておられますか、何か。どうぞ。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 業者のほうに事業系ごみを取れということでの、そういう指示は出していないという報告を受けております。

○議長（作元 義文君） 1番、瀧上清君。

○議員（1番 瀧上 清君） 対馬市からいただいた資料です。事業系ごみに対する取り扱いは、ちょっと済みません、目ん玉入れかえます。老眼鏡を。事業系ごみの回収については一般家庭用ごみ収集の中で出てきている事業系ごみは、外に出ている事業系ごみは一緒に回収することと明記してあるやないですか。ところが契約にはないんですよ。これ、ずっとここに書いてあるんですが、指示してない。指示していないものをどうして業者が自主的に取りますか。もう時間ないですから、簡単に、簡単に。指示しておく。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 今発言されたそのペーパーというのは、申しわけございませんが何に基づいた分でございますでしょうか。

○議長（作元 義文君） 1番、瀧上清君。

○議員（1番 瀧上 清君） 対馬市から頂戴いたしました対馬市のごみ運搬業務委託契約等の比較についての1番目に積算方法と、2番目に入札契約の状況というのがございます。これを

(発言する者あり) いや、さきに申したように、議長室で申し入れをしまして頂戴した資料でございますが、いずれにしても市民は泣いているんですよ。契約にない仕事を押しつけられて、時間がないですから、今会期中に絶対解決をなされるようにお願いします。もう時間がないから、これ以上はこの場では言われませんが、ぜひお願いしたいのは補正予算でしかこれは私の経験上処理できないと思いますので、厚生常任委員会で補正予算の審査でしっかりとこの辺を担当の御意見、市長の意見を聞いてこの会期中に処理いただければ、もう我々の議会でこの辺を見過ごしたことになりますので、しっかりと対応をお願いしますし、市長、どうですか、善処しますという言葉はもらえませんか。

○議長(作元 義文君) 市長、財部能成君。

○市長(財部 能成君) 善処したいところでございますが、できれば過去10年さかのぼってわかるべきところできちんとした金額を出していくというのも、皆様方に対しての報いる方法の一つかなとは思っております。

○議長(作元 義文君) 1番、淵上清君。

○議員(1番 淵上 清君) それは庁舎内の事情なんですよ。あなたたちがその業務をしっかりとおればその辺の把握はちゃんとできておるんですよ。それを何もしていないじゃないですか。それを理由に一般市民に御迷惑かけていいという仕組みは何もありませんよ。だから、私は声を大にして言っているんですよ。その一般市民に契約のないものをさせておって、我々の調査が10年にさかのぼって云々くんぬん言うて、一般市民は何の理由にもなりませんよ。自分たちの事情によって市民に迷惑をかけようと、そんな話がどこにありますか。時間がまいりました。続きは先ほど申しましたように、厚生常任委員会のほうでしっかりと審査をお願いしたいと思えます。

終わるにあたりまして、一言私自身随分と激しいことを申しました。市民の苦しみは他人事ではないという信念から申し上げました。そのことに免じてお許しをいただきたいと思えます。あなたが、市長あなたが、もう1点ですが、高い理想に燃えて日々東京へ長崎へと飛んで回っておられる姿、私は評価します。しかし、その足は対馬にしっかりと置いてください。そして、そのあなたの足元での市民生活がどんな環境になっているか、市民が行政のありようによってどんな生活をたどろうとしているのか、その辺をしっかりと見きわめながら御活躍をお願いします。最後の場面でございますので、市長が市民と一緒にあって、車座になって、和気あいあいと将来の島づくりについて手を取り合って語り合っただけのような、そんな姿を念じながら、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長(作元 義文君) 市長、財部能成君。

○市長(財部 能成君) 最後の下りで「和気あいあいと」ということでありますが、市民と車座

になってというお話をいただきました。私自身もそういうつもりでいろんな場所に出向いておりますし、全ての市民とそういうことは物理的に不可能だとは思いますが、言われれば土日夜構わずいかなるところにも飛んでいっているような状況であります。自分自身の体力が続く限りと思っております。東京、長崎ばかりに決して行っているわけでもありませんし、帰ってきてからもそのまま上にも飛ぶこともあります。24時間対馬市民全体の将来というものを常に、片時もそのことだけを考えてやっているつもりでありますけども、なかなかその気持ちというのが皆さんに上手に伝えることができないというふうなのが、自分の中のジレンマではありますけども、今おっしゃられたことに心がけていきたいと思っております。

○議長（作元 義文君） これで、渕上清君の質問は終わりました。

○議長（作元 義文君） 暫時休憩します。再開を2時10分から行います。

午後1時53分休憩

午後2時10分再開

○議長（作元 義文君） 再開します。

2番、脇本啓喜君。

○議員（2番 脇本 啓喜君） こんにちは。2番議員、会派清風会の脇本啓喜です。通告に従い、医療・介護についてと新年度国や県で創設される予算の活用方針についての2点を質問します。

今回の質問は、私のホームページの活動報告欄に詳細を既にアップしています。関心を持たれた方は、医療に関しては「ボリューム14鹿児島県政務調査報告書」を、漂着ごみに関しては「ボリューム15漂着ごみ問題関連イベント企画書案」並びに「ボリューム11福岡～長崎～武雄出張活動報告書」を、フェイスブックを活用した通信販売に関してはボリューム11の武雄の部分を参照いただき、放送を御視聴くださいませ。

それでは、1番、島内医療・介護サービス体制の整備について、対馬では現在、遅くとも平成27年上半期までには新統合病院開業に向けて建設を進めていますが、建設の大きな理由の一つとして医療従事者が確保できる規模と機能充実を図ることが上げられています。しかし、本土の黒字経営病院でさえ医療従事者確保は困難な時代を迎えており、ましてや離島の本市は新統合病院を開設してもなお困難な状況は払拭できるわけではありません。

我が清風会は、昨年1月の沖縄県に続き、今回は離島医療問題1項目に絞り、長崎、沖縄同様の離島県鹿児島県でさらに深く調査研究すべく3つの先進事例箇所を訪問し、おのおの以下の訪問目的について御指導、御鞭撻をお願いいたしました。

①鹿児島大学大学院医歯学総合研究科離島へき地医療人材育成センター、訪問目的は離島へき